四四　平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件　一七　292　九
四五　認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件　一七　292　八
○復　興　庁
三九六　一六五―東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　一七　292　八
○総　務　省
三九六　電気通信番号計画の一部を変更する件　一七　292　八
三九七　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　一七　292　八
三九八　特定国外派遣組織を指定する件　一七　292　八
三九九　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　一七　292　八
四〇〇　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　一七　292　八
四〇一　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　一〇　291　四
四〇二　周波数割当計画を作成する件　一六　291　四
四〇三　航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件の一部を改正する件　一七　292　八
四〇四　航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件の一部を改正する件　一七　292　九
四〇五　航空機用救命無線機の技術的条件を定める件の一部を改正する件　一七　292　一一
四〇六　航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件の一部を改正する件　一七　292　一二
四〇七　船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件　一七　292　一二
四〇八　無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件の一部を改正する件　一七　292　一二
四〇九　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　一七　292　一三
四一〇　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　一七　292　一三
四一一　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　一七　292　一四
四一二　令和六年総務省告示第百五十二号の一部を訂正する件　一七　292　一九
四一三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　九八
四一四　政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件　一九　294　九九
四一五　政治資金規正法の規定で公表する件　一九　294　九九
四一六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　九九
四一七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一九　294　一〇〇
四一八　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　一〇〇
四一九　令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件　一九　294　一〇〇
四二〇　令和四年総務省告示第三百二十八号の一部を訂正する件　一九　294　一〇〇
四二一　令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件　一九　294　一〇一
四二二　令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件　一九　294　一〇三
四二三　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　一〇三
四二四　令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件　一九　294　一〇四
四二五　令和六年総務省告示第三百八十六号の一部を訂正する件　一九　294　一〇四
四二六　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　一〇五
四二七　政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　一九　294　一〇六
四二八　政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件　一九　294　一〇七
四二九　政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件　一九　294　一〇九
四三〇　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　一〇九
四三一　特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件　一九　294　一〇九
四三二　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和六年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　一九　294　一〇九
四三三　消防法施行規則第一条の四第八項（同令第五十一条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三
四三四　消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関の主たる事務所の所在地及び検定等を行う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三
四三五　消防法施行規則第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三
四三六　消防法施行規則第四条の二の十二第二項において準用する同令第一条の四第八項の規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三